

(写)

長野労発基0824第2号

令和8年8月24日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野労働局長

木村 聡

長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、長野県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合長野県支部から、別添のとおり最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。